

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、造型工として業務に従事していた。なお、その後、会社は平成〇年〇月〇日に「会社C」へと商号を変更し、平成〇年〇月〇日に会社Dに吸収合併されている。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Eクリニックを受診し、「気分障害」と診断された。請求人によると、上司や同僚とのトラブル等により身体に異変を感じたという。
- 3 本件は、請求人が精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
（略）
- 2 原処分庁  
（略）

#### 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F3 気分障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①配置転換があった、②同僚とのトラブルがあった③上司とのトラブルがあった等を主張するので、以下検討する。

##### ア 配置転換があったとの主張について

平成〇年〇月〇日、請求人は、会社から、グループ会社である会社Fに配置転換となった。同配置転換は、同年〇月頃、請求人が、Gからの頻繁な指導・叱責やHとの険悪な関係に耐えられなくなり、Iに退職を申し出たところ、同人が提案し、請求人も了承した上で行われたものである。また、配置転換後の請求人の業務は従前と同じ「造型」であり、請求人は配置転換後により大きな造型物の製作に関与するようにはなったものの、作業内容は容易に対応できるものであり、配置転換後の業務の負荷は軽微なものであった。そうすると、決定書理由に説示のとおり、同出来事を認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の具体的出来事「配置転換があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に当てはめるも、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

イ 同僚とのトラブルがあったとの主張について

平成〇年〇月頃から上記アの配置転換の頃まで、請求人は、Hから、作業手順について尋ねた際にはお前は今まで何をしていたのだなどという発言を投げ掛けられたり、作業に必要な砂を取りに行った際には砂を取ることを邪魔されたりするなど、請求人はHと険悪な関係にあり、そのことが周囲からも認識されていたが、その実態は、Hが請求人に嫌悪感を抱いていたという程度のものであり、業務に支障があったとはいえ、業務をめぐる方針等において対立が生じたともいい難いものである。そうすると、決定書理由に説示のとおり、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめるも、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は、到底「中」を超えるものではないと判断する。

ウ 上司とのトラブルがあったとの主張について

平成〇年〇月頃から上記アの配置転換の頃まで、請求人は、Gから、目つきが悪いので眼鏡をかけろ、入社後〇年たっても仕事を覚えていないなどとして、頻繁に指導・叱責を受けていたが、同指導・叱責のときの同人の口調は、多少厳しいものになることはあったものの、強いものとはとはいえ、一件記録によれば、業務指導の範囲を逸脱した発言があったとは認められない。そうすると、決定書理由に説示のとおり、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめるも、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

- (4) このほか、請求人は、評価期間内における出来事として、①平成〇年〇月頃、複数の同僚から風俗店の利用の有無などプライバシーに関わることを細かく聞かれた、②同月頃、Jから、携帯電話の番号を教えるよう言われ教えざるを得なかった、③同年〇月頃、Kから、請求人が恐怖を覚えるようなクレーン操作をされた、④同年〇月頃、Lから、風俗関係の雑誌を持参するよう強要されたなどがあった旨を主張する。当審査会としては、これらの出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討するも、①、②及び④は、請求人の主張が事実であるとしても、その内容からみて、いずれも同僚間で行われる日常的な

コミュニケーションの域を超えるものとはいえないと評価できるものであり、また、③についても、当該出来事の日時や様態など、その具体的内容は不明であり、一件記録においても確認できないという事情を鑑みると、これらすべてを含めても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断することが相当である。

- (5) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「中」となる出来事が1つ、「弱」となる出来事が3つであるから、その心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。
- (6) このほか、請求人のその余の主張についても詳細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり採決する。